

平成25年4月県立学校教職員人事異動の重点項目

1 高等学校については、地域間及び学科間の異動並びに他県及び国・私立学校との人事交流を進める。

(教職員人事異動方針2(2)①)

【趣旨】 次代を担う人材（ミドルリーダー）を育成するため、多様な教職経験を積んで教職員の職能成長を図るとともに、高等学校の特色化・魅力化を推進するため、異なる地域の高等学校間や普通科と専門学科設置校との間等の異動や他県及び国・私立学校との人事交流を積極的に行う。

2 特別支援学校については、新規採用から3年以上6年以内の異動や異校種間の交流を進める。

(教職員人事異動方針2(2)①②③④)

【趣旨】 児童生徒の障害の重度重複化に対応するため、新規採用以来同一校に勤務する者については、原則として新規採用から3年以上6年以内に、他の障害種に対応する学校への異動を積極的に実施して、資質能力の向上を図る。

また近年、特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加が顕著であることから、小・中・高等学校における特別支援教育の一層の充実を図るために、特別支援学校が有するセンター的機能を活用して、特別支援教育に携わる教職員の力量を向上させる人事交流を積極的に推進する。

3 管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員等の登用を図る。

(教職員人事異動方針2(1)①、(2)②)

【趣旨】 魅力と活力ある学校づくりや教育行政の質の維持向上を目指すとともに、教育を取り巻く環境の変化や今日の教育課題に積極的に対応するため、管理職や県教育委員会事務局指導主事等への若手教員等の登用を推進する。

平成25年4月小・中学校人事異動の重点項目

1 小・中学校間及び小・中学校と特別支援学校間との校種間交流並びに他県及び国・私立学校との人事交流を積極的に推進する。

(教職員人事異動方針2(2)①)

【趣旨】 9年間を見通した学習指導や生徒指導を充実させ、学力の向上や豊かな人間性を育成することを目指すとともに、小・中学校における特別支援教育の充実を目指し、各校種での教職経験を相互に生かすための人事交流を推進する。

また、異なる教育環境において多様な経験を積むことにより、教員の資質能力の向上を図るとともに、研究成果を各学校の課題解決や活性化等に生かすため、他県及び国・私立学校との人事交流を推進する。

2 管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員等の登用を図る。

(教職員人事異動方針2(1)①、2(2)②)

【趣旨】 中央研修や大学院研修、人事交流等の機会を通じ、次代を担う人材（ミドルリーダー）の育成に努めるとともに、研究成果を還元し、魅力と活力ある学校づくりや教育行政に生かすため、研修修了者等を含めた若手教員の積極的な任用を推進する。

3 女性管理職の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2(1)①)

【趣旨】 本県の女性管理職が全管理職に占める割合は、全国的に低位な状況にある。女性教員の活躍する場と機会の充実を図ることにより、次代を担う女性教員の育成に努めるとともに、管理職への積極的な登用を推進する。

4 同一校における10年以上の長期勤務者の解消及び新規採用教員については3年以上6年以内の積極的な異動に努める。

(教職員人事異動方針2(2)②③④)

【趣旨】 学校教育の活性化を図るため、引き続き長期勤務者割合5%台の目標を継続する。また、新規採用以来同一校に勤務する者については、採用後早期の段階から多様な経験を積み重ね、実践的な指導力を向上させるため、3年以上6年以内の積極的な異動に努める。

教職員人事異動方針

平成20年11月10日

奈良県教育委員会

教職員人事異動方針を下記のとおり定める。

記

1 基本方針

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行う。

- (1) 各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、全県的立場にたって適材を適所に配置する。
- (2) 教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長期勤務者の解消に努める。
- (3) 児童・生徒の指導の充実強化を目指し教員の特性、経験を生かす異動に努める。

2 実施要領

人事異動に当たっては、所期の目的を達成するため、市町村教育委員会及び学校長との連絡協議を密にし、次のとおり行うものとする。

なお、特に、べき地教育、人権教育、特別支援教育並びに定時制・通信制教育の一層の振興を図るため、教職員組織の充実に努める。

(1) 採用

- ① 校長・教頭については、年齢、経歴にとらわれることなく校種、地域の実情、本人の特性等を考慮のうえ、原則として校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から採用する。
- ② 小・中学校長の採用に際しては、現任校の属する市町村外の学校へ配置することを原則とする。
- ③ 教職員の新規採用については、採用候補者名簿に登載された者の中から資格、特性等を考慮のうえ行う。

(2) 転任

- ① 小学校、中学校における市町村間・校種間の交流を積極的に進めるとともに、高等学校における学校及び課程相互間、特別支援学校とその他の学校間、並びに教育委員会事務局と学校間等の交流を図る。
- ② 年齢・性別・教科・勤務年数等を考慮し、適材を適所に配置する。
- ③ 同一校に10年以上勤務する者については、地域や学校の実情を考慮しながら原則として異動することとする。なお、同一校10年未満勤務の者についても、長期的観点から段階的に異動することに努める。
- ④ 新規採用以来同一校に継続して勤務する者については、その勤務年数及び地域や学校の実情を考慮しながら異動することを原則とする。

附則

- 1 この方針は、平成21年4月1日人事異動から適用する。